

郡山市産学金官連携タイ販路開拓業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和6年3月25日制定

[産業観光部産業創出課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市産学金官連携タイ販路開拓業務に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、産業観光部長、産業観光部次長、産業創出課長、産業創出係長、観光課長が指名する職員、産業雇用政策課長が指名する職員とする。

3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、産業観光部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(書面審査)

第5条 委員会の審査については、書面審査により実施する。

(選定基準)

第6条 選定基準は、郡山市産学金官連携タイ販路開拓業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。